



金 沢 市 公 報

第 2 9 1 7 号

平成29年(2017年)10月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について (") 4
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部改正について (市営住宅課) 5
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2	○電線共同溝を整備すべき道路の指定について (道路管理課) 5
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定について (障害福祉課)	3	● 公 告
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当させる医師の指定の辞退について (")	3	○予防接種を行うことについて (2件) (健康政策課) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (")	3	○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 8
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について (")	4	● 農 業 委 員 会 告 示
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新について (")	4	○平成29年第10回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局) 9
		● 公 営 企 業 告 示
		○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始について (建設課) 9

告 示

●金沢市告示第318号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成29年10月23日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場

- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営観音堂バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営豎町自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 168台
- 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成29年9月1日から同月30日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市此花町3番2号
- 公益財団法人金沢まちづくり財団

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 平成29年10月23日から平成30年1月22日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第319号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	7台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	7台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
小坂町地内	自	転	車	1台
畝田西3丁目地内	自	転	車	1台
西念4丁目地内	自	転	車	1台
広坂2丁目地内	自	転	車	2台
戸水1丁目地内	自	転	車	2台
十一屋町地内	自	転	車	2台
白菊町地内	自	転	車	1台

昭和町地内	自 転 車	13台
昭和町地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
片町2丁目地内	自 転 車	5台
鈴見台1丁目地内	自 転 車	1台
此花町地内	自 転 車	1台
福増町北地内	自 転 車	3台
丸の内地内	自 転 車	1台
泉野出町3丁目地内	自 転 車	1台
青草町地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成29年9月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成29年10月23日から平成30年4月22日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第320号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
金沢大学付属病院	金沢市宝町13番地1	外科	寺井 志郎	平成29年9月20日
はら内科医院	金沢市米泉町4丁目22番地3	内科	原 泰将	平成29年9月20日
城北クリニック	金沢市京町20番50号	内科	大川 義弘	平成29年9月20日
かがやきクリニック	金沢市疋田1丁目213番地	内科	南 英夫	平成29年9月20日
西インター内科・透析クリニック	金沢市高島2丁目181番地	内科	加藤象三郎	平成29年9月20日
浦田クリニック	金沢市広岡3丁目3番70号	循環器内科	後藤由美子	平成29年9月20日

●金沢市告示第321号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を辞退する旨の届出及び同項の指定を受けた医師が死亡した旨の届出があったので、次のとおり告示します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退等年月日
浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	脳神経外科	川村 哲朗	平成29年8月3日
浅ノ川総合病院	金沢市小坂町中83番地	泌尿器科	菅 幸大	平成28年3月31日
国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1番1号	脳神経外科	正印 克夫	平成29年7月31日

●金沢市告示第322号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定によ

り指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1720104726	グループホームすずらん	金沢市笠舞3丁目21番7号 マジェスティ	株式会社すずらん	金沢市二口町イ109番地	共同生活援助(外部サービス利用型)	精神障害者	平成29年8月1日

●金沢市告示第323号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 病院

名 称	所 在 地	指定年月日
心臓血管センター金沢循環器病院	金沢市田中町は16番地	平成29年10月1日
マッサン内科・透析クリニック	金沢市直江町28街区1	平成29年10月1日

2 薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
キリン堂高尾台薬局	金沢市高尾台4丁目23番地	平成29年10月1日
キリン堂金沢元町薬局	金沢市元町2丁目6番1号	平成29年10月1日
瑠璃光薬局西念店	金沢市西念3丁目16番23号	平成29年10月1日
すずらん杜の里薬局	金沢市もりの里3丁目3番地	平成29年10月1日
のまち薬局	金沢市野町2丁目4番11号	平成29年10月1日
米泉アルプ薬局	金沢市米泉町4丁目23番地1	平成29年10月1日

●金沢市告示第324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定更新年月日
中森かいてき中村町薬局	金沢市中村町9番25号	平成29年10月1日
クスリのアオキみずき薬局	金沢しみずき1丁目3番地1	平成29年10月1日
とくひさ中央薬局	金沢市野町1丁目3番63号	平成29年11月1日
ムライ薬局	金沢市此花町3番2号 ライブ1ビル	平成29年12月1日

●金沢市告示第325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項により指定された指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	辞退年月日
ファーマみらい赤土町薬局	金沢市赤土町二150番地1	平成29年6月30日
野町薬局	金沢市野町2丁目4番11号	平成29年8月31日

●金沢市告示第326号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成29年11月1日から適用します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表緑住宅の項中「

24戸	0.81
-----	------

」を「

12戸	0.81
-----	------

」に、「912戸」を「850戸」に、「255戸」を「281戸」に改める。

●金沢市告示第327号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路 線 名	区 間	指定年月日
一 般 市 道	尾張町2丁目線2号	袋 町 214番 先から	平成29年10月23日
		尾張町2丁目 73番 先まで	
一 般 市 道	尾張町2丁目線3号	尾張町2丁目 609番 先から	平成29年10月23日
		尾張町2丁目 572番 1先まで	
一 般 市 道	尾張町2丁目線7号	袋 町 118番 先から	平成29年10月23日
		尾張町2丁目 654番 先まで	
一 般 市 道	尾張町2丁目線8号	袋 町 129番 先から	平成29年10月23日
		尾張町2丁目 610番 先まで	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成29年10月23日から 平成30年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		

ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
結核（BCG）	生後3月から生後12月に至るまでの間にある者
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎	1歳に至るまでの間にあるもの

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であつた間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するま

での間にある場合に限る。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
加藤 明子 辻 隆範	医王病院	金沢市岩出町二73番地1
齋藤 麗奈 中出 忠宏	金澤なかでクリニック	金沢市近岡町294番地7

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかる ものに限る。)	(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日ま での間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90 歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎 臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウ イルスによる免疫の機能に障害を有する者と して予防接種法施行規則第2条の3に規定す る者	平成29年10月23日から 平成30年3月31日まで	別表のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期的予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
石井 健夫 石井 孝佳 山本 崇史 鈴木 淳也	石川県済生会金沢病院	金沢市赤土町二13番地6

南 英夫 清水 雄三 清水 真実 野口 晃 村田 亘	かがやきクリニック	金沢市疋田1丁目213番地
加藤 寛城 齋藤 大輔 朝日向 良朗 五天 千明 三宅 泰人	金沢有松病院	金沢市有松5丁目1番7号
藤原 俊太	金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地
笠倉 尚人 山田 英登	金沢西みなとクリニック	金沢市金石東1丁目4番11号
南野 壽利	桜ヶ丘病院	金沢市観法寺町へ174番地
松本 吉典	林病院	金沢市本町1丁目2番27号
中川 卓	マッサン内科・透析クリニック	金沢市直江町28街区1
渡部 厚	久藤総合病院	加賀市大聖寺永町イ17番地
岡本 義之 浅 亮輔	やわたメディカルセンター	小松市八幡イ12番地7

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成29年10月23日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市古府2丁目251番1から251番5まで	金沢市二口町二95番地1 株式会社さくら 代表取締役 湯浅 利昭 金沢市古府2丁目251番地 宮崎 邦弘	水路 金沢市古府2丁目251番4 道路 金沢市古府2丁目251番5
金沢市弥勒町カ64番2の一部、50番1から50番4まで、63番1、63番5から63番17まで、65番2、67番1から67番8まで、68番2、70番3、71番2、72番2及び194番から197番まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市四十万4丁目127番地2 株式会社アスティ 代表取締役 坂田 由紀	道路 金沢市弥勒町カ64番2の一部、63番14、63番15、65番2、67番3、67番4、67番6、67番8、68番2、70番3、71番2及び72番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 水路 金沢市弥勒町カ50番4及び63番16 調整池 金沢市弥勒町カ63番13
金沢市八田町東612番1	金沢市荒屋1丁目114番地 花水木 201 阿部 大良	

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成29年第10回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成29年10月23日

金沢市農業委員会
会長 井 口 栄 市

- 1 日時
平成29年10月26日午後3時
- 2 場所
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
 - (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
 - (3) 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について
 - (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第8項に規定する同意書について
 - (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - (6) 非農地証明願について
 - (7) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第30号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成29年10月23日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成29年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 末町の一部
 - (2) 三池町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町ハ272番地
名称 西部水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成29年(2017年)10月23日	印刷	発行人	金 沢 市
平成29年(2017年)10月23日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	